

令和6年度第1回埼玉県少子化対策協議会 次第

日時：令和6年7月10日（水）

10:00～11:30

方法：Zoom

1 開会

2 挨拶

議長（埼玉県福祉部こども政策局長）

3 議題等

- (1) 令和6年度における少子化対策協議会の運営について
- (2) 結婚新生活支援事業（地域少子化対策重点推進交付金）について
- (3) 埼玉県こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業補助金の募集について
- (4) 地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業補助金の募集について
- (5) 放課後児童クラブに係る待機児童・大規模クラブの解消について
- (6) その他

4 閉会

少子化対策協議会

議長：県子ども政策局長
構成委員：全市町村

内容を協議会に
フィードバック・共有

特定の事項に関する調査及び検討を行う場

【WGテーマ】

待機児童

(待機児童
対策協議会)

【WGテーマ】

子育て支援

【WGテーマ】

**結婚
新生活支援**

市町村

～結婚新生活支援事業～

結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、地方公共団体が新規に婚姻した世帯を対象に行う結婚新生活支援事業(家賃、引越費用等を補助)の取組を支援するもの。

対象となる世帯

新規に婚姻した世帯(令和6年1月1日から令和7年3月31日の間)であって、
夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得500万円未満の世帯

※ 事業実施自治体は、地域の実情に応じて年齢要件、世帯所得要件等を設定可

対象となる費用

- ① 住宅の取得費用
- ② 住宅のリフォーム費用
- ③ 住宅の賃借費用
- ④ 引越費用



補助上限額

夫婦共に29歳以下:60万円 左記以外:30万円 (いずれも1世帯当たり)

※ 受給額が補助上限額に達しなかった世帯は、翌年度に限り補助の対象とできる

補助率

都道府県主導型市町村連携コース(補助率:2/3)

下記①から⑤までの内容を全て満たす都道府県における、③に規定する連携自治体

- ① 都道府県が、結婚新生活支援事業を実施する市区町村の面的な拡大方策を策定すること。
- ② 地域の実情・課題や取組を共有し、地域における今後の取組全般を協議する協議会等を設置すること。
※協議会等は原則、管内全自治体が参画するものとする。
- ③ 都道府県が、「地域結婚支援重点推進事業」の重点メニューと、「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業」の重点メニュー又は「結婚支援コンシェルジュ事業」を実施し、結婚新生活支援事業実施市区町村と連携すること。
- ④ 都道府県が、③に規定する連携自治体の協力の下、結婚新生活支援事業の認知度向上のための広報を実施すること。
- ⑤ こども家庭庁が実施する事業の実施状況に関する調査等(フォローアップ)に協力すること。

一般コース(補助率:1/2)

上記以外の自治体

結婚ムーブメント推進事業

オンライン等による結婚相談・伴走型支援

官民共同で設置した「SAITAMA出会いサポートセンター」（通称「恋たま」）で、身だしなみアドバイス等の丁寧な相談対応等を実施

内容

- ・ オンラインによる結婚相談 週2回
- ・ 各市町での出張相談会

市町村の参画内容

- ・ 出張相談会を実施するための会場の確保
- ・ SNSでのPR、チラシ・動画の掲示等による広報
- ・ ボランティア等の選定

結婚コンシェルジュ

結婚支援コンシェルジュの活用により、「恋たま」事業及び市町村が実施する結婚支援に対する取り組みの深化を図る。

内容

- ・ コンシェルジュの任用
→週5日フルタイム×2人
- ・ 各市町村や企業へのサポート・新規開拓

市町村の参画内容

- ・ コンシェルジュとの、課題や市町村の取組方針およびイベントやセミナーの開催情報の共有

こどもの居場所等地域ネットワーク支援事業

<事業概要>

- ・実施主体:地域ネットワーク
- ・補助対象上限:8団体
- ・補助内容:こどもの居場所団体等からなる地域ネットワークの立ち上げに係る費用
(拠点の整備、活動の広報、人材の育成、連携の強化等)を補助する。
- ・補助額及び補助率:上限300万円(県10/10)
- ・補助対象経費:謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料・賃借料、その他必要と認める経費

埼玉県 地域ネットワーク



<スケジュール>

- ・7月下旬 : 説明会
- ・8月5日~ : 募集開始



ネットワークのメリット

- ・ネットワーク内の情報共有・情報交換
- ・好事例の横展開
- ・物資の受入れ・輸送・保管の共同化

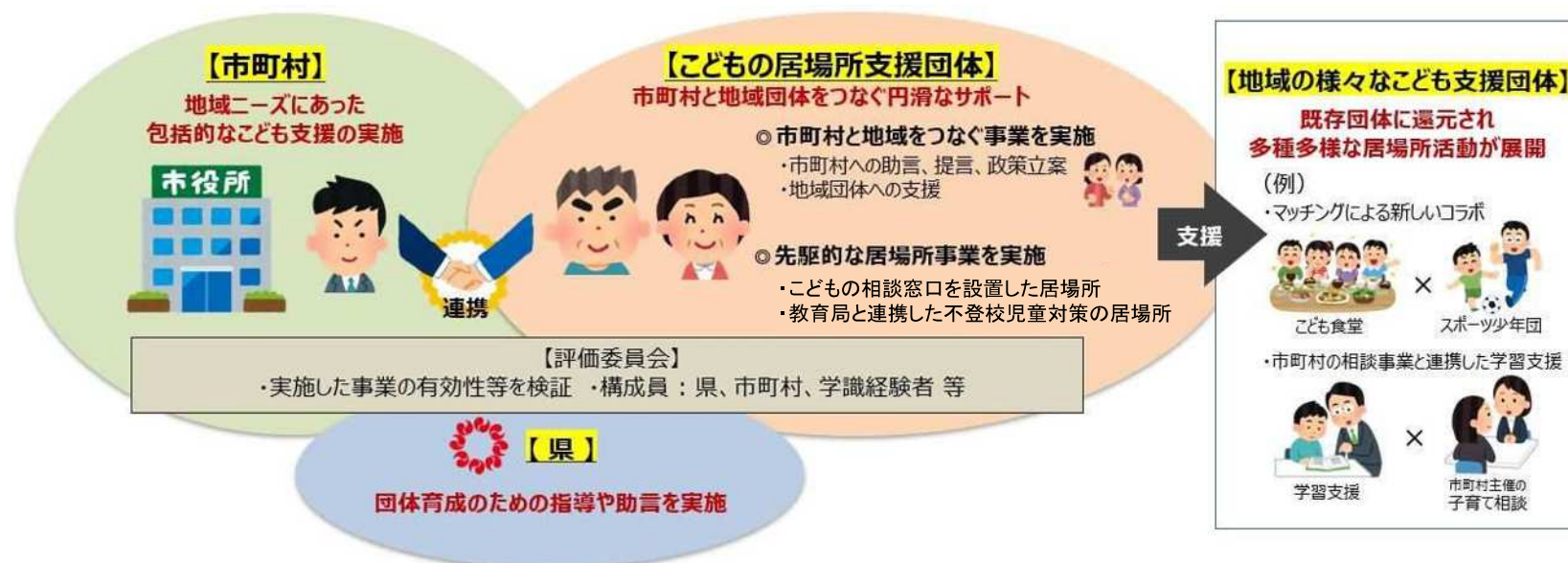


こどもの
居場所の
質と量の充実へ

地域におけるこどもの居場所支援団体育成事業

<事業概要>

- ・実施主体:市町村 (地域の実情を把握しているNPO法人等への業務委託または補助金で実施することも可。)
- ・補助内容:中間支援機能及び地域課題解決のための先駆的なこどもの居場所事業に対する費用について助成
- ・補助額及び補助率:上限300万円(県10/10)
- ・補助対象経費:謝金、旅費、需用費、役務費、委託費、使用料・賃借料、補助金、その他必要と認める経費



放課後居場所緊急対策事業（保育対策総合支援事業費補助金）

成育局 成育環境課

<保育対策総合支援事業費補助金（放課後関係）>

令和6年度予算案 11億円の内数（10億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

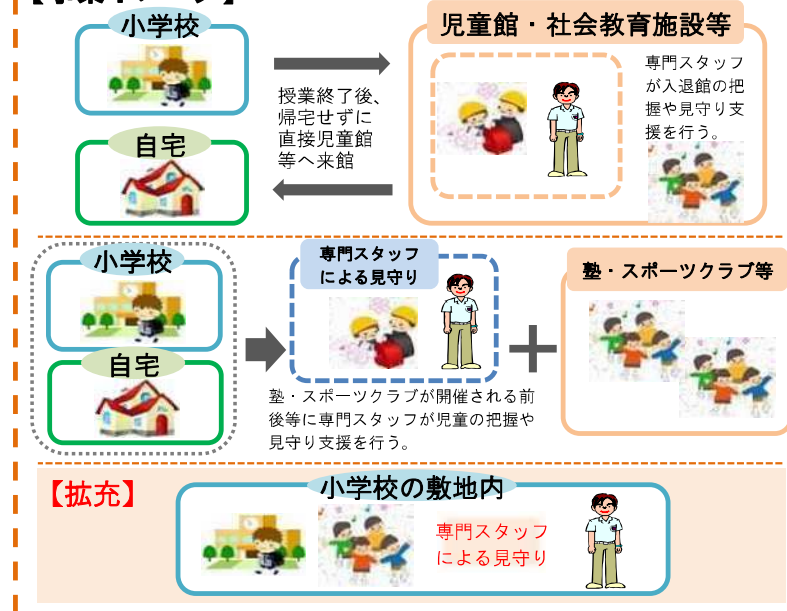
1 事業の目的

- 放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館・公民館、塾・スポーツクラブ等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守りを行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業を実施する。

2 事業の概要・スキーム

- 対象児童**：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない児童
- 職員体制**：市町村が適当と認めた者を1名以上配置。
- 開所日数等**：原則週3日以上、かつ1日2時間以上
- 実施場所**：児童館、公民館、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用。
- 対象事業の要件**
 - 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
 - 塾・スポーツクラブなどの習い事をして子供が過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
 - 学校敷地外だけでなく、学校敷地内で事業を実施する場合においても補助対象とする。【拡充】
 - 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

【事業イメージ】



3 実施主体等

【実施主体】 市町村（特別区を含む。）※適切と認めた者に委託可

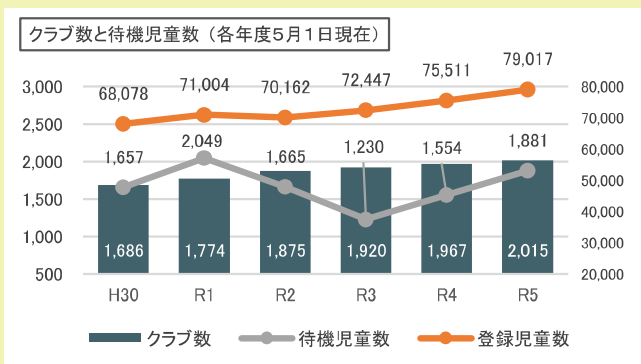
【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

【補助基準額（案）】 ①運営費：1,086千円 ②環境整備のための設備費等：500千円

放課後児童クラブに係る現状と課題

<現状>

- ・ 放課後児童クラブのクラブ数は年々増加しているが、待機児童数も増加している。



- ・ 一方で、待機児童数は年度途中で大幅に減少する。

(令和4年度) 5/1 1,554人 → 10/1 679人

(令和5年度) 5/1 1,881人 → 10/1 768人

<課題>

① 潜在的なニーズの把握

- … こどもの数は減少傾向だが、登録児童数は増加傾向
 - ・ 就労できるから登録児童が増えるのか、登録できる児童が増えるから就労するのか
 - ・ 今の施設は古く、魅力的ではないが、新しい施設であれば通わせたいのか
 - ・ 人口の転入が多く、保育の供給が追い付いていないのか

② 年度途中のニーズの変化の把握

- … 年度当初と年度途中で待機児童数が減少
 - ・ 長期休業中（主に夏休み）だけの利用ニーズが高いのか
 - ・ 保護者の就労状況の変化が原因か
 - ・ 民間学童や習い事を利用しているのか

③ 年度途中で退所した理由の把握

- … NPO法人の調査では1年生前半での退所が30.4%との結果あり
 - ・ 退所した理由は何か（保護者事情、本人事情など）
 - ・ 退所した後、どのように保育をしているのか。

放課後児童クラブをはじめとする
こどもの居場所に関する現状の把握が必要

待機児童調査研究事業（令和6年度）

<調査対象> 県内公立小学校に通う小学校1年生・4年生の
全保護者

<調査方法> アンケート方式

<調査時期> 令和6年9月上旬（2週間程度）

<協力依頼> アンケート実施の周知

<調査結果>

- ◆ 市町村や県における放課後児童クラブの新たな施策の検討
- ◆ 長期休業中や放課後のこどもの居場所の在り方の検討